

運 営 規 程

社会福祉法人 養浩会

障害者支援施設

すずしろの里

目 次

(事業の目的)	1
(運営方針)	1・2
(施設の名称等)	2
(提供する施設障害福祉サービスの種類及び定員)	2
(職員の職種、員数及び職務内容)	2・3
(施設障害福祉サービスを提供する主たる障害者)	3
(生活介護に係る営業日及び営業時間)	3
(施設障害福祉サービスの種類ごとの内容)	3・4
(支給決定障害者から受領する費用及びその額)	4・5
(施設障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項) ..	5
(施設入所支援利用者の入院期間中の取り扱い)	5
(非常災害対策)	5
(衛生管理等)	6
(緊急時等における対応方法)	6
(協力医療機関等)	6
(苦情解決)	6・7
(身体拘束の禁止)	7
(虐待の防止)	7
(記録の整備)	8
(その他運営に関する重要事項)	7・8
(掲示)	8
(職場におけるハラスメントの防止)	8
(業務継続計画の策定等)	9
附 則.....	9
(施行期日)	9
(身体障害者療護施設管理規程の廃止)	9
別 紙.....	10
(第9条関係)	10

障害者支援施設すずしろの里運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人養浩会（以下「事業者」という。）が設置する障害者支援施設すずしろの里（以下「事業所」という。）において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害者支援施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所は、利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適正かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 4 事業所は、障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「障害福祉サービス計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものと成らないように配慮するものとする。
- 5 事業所の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 事業所は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 7 事業所は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒まないものとする。
- 8 事業所は、その運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 9 事業所は、障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害者福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

- 10 前9項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。（障害者総合支援法）以下「法」という）及び鹿児島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年鹿児島県条例第38号）に定める内容のほかその他関係法令を遵守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスの提供を行うものとする。

（事業所の名称等）

第3条 施設障害福祉サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 障害者支援施設すずしろの里
- （2）所在地 鹿児島県肝属郡錦江町神川1619番地

（提供する施設障害福祉サービスの種類及び定員）

第4条 事業所が実施する施設障害福祉サービス利用定員は、次のとおりとする。

- （1）施設入所支援 定員50名
- （2）生活介護 定員50名

- 2 事業所は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所には、常勤の管理者を1名置くものとし、次の業務を行うものとする。

- （1）職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し、法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- （2）サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させること。

- 2 前項のほか、事業所には次に掲げる職種、員数の職員を置くものとする。

- （1）サービス管理責任者 1名（常勤）

サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成及び継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

- （2）医師 1名

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理、定期的及び緊急時の診療並びに療養上の指導を行う。

- （3）看護職員 1名以上

看護師または准看護師は、医師の指導のもと、利用者の日常生活上の

健康管理、看護及び保健衛生管理を行う。

(4) 理学療法士 1名

(5) 生活支援員 18名以上（うち常勤1名以上）

生活支援員は、利用者の個別計画に基づき日常生活全般における必要な日常生活上の介護支援を行うとともに、創作的活動及び生産的活動の援助を行う。

(6) 事務員 1名以上

事務職員は、庶務及び会計並びに利用者に必要な業務を行う。

(7) 栄養士 1名以上

栄養士は、利用者の栄養管理及び指導並びに給食管理を行う。

(8) 調理員 4名以上

調理員は、献立等に基づく食材により、給食及び調理業務を行う。

（施設障害福祉サービスを提供する主たる障害者）

第6条 施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、次の通りとする。

(1) 施設入所支援

身体障害者（満18歳未満の者を除く）

(2) 生活介護

身体障害者（満18歳未満の者を除く）

（生活介護に係る営業日及び営業時間）

第7条 施設障害福祉サービス（生活介護）の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時まで

（施設障害福祉サービスの種類ごとの内容）

第8条 事業所が、提供する施設障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 施設障害福祉サービス計画の作成

(2) 施設入所支援

施設が提供する施設入所支援の内容は、主として夜間において、次に掲げるとおりとする。

(ア) 食事の提供

① 正当な理由なく、食事の提供を拒まないものとする。

② 食事の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

③ 食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮

し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

④献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法については、適切に実施するものとする。

(イ) 入浴又は清拭

(ウ) 排泄についての必要な援助

(エ) 身体等の介護

介護は、利用者の心身の状況に応じ、日常生活能力の維持・向上のために適切に行うものとする。

(オ) 訓練の実施

訓練は、利用者の心身の状況に応じ、日常生活の充実に資するよう適切に行うものとする。

(カ) 生活相談

(キ) 健康管理

常に利用者の健康の状況に注意するとともに、毎年定期的に健康診断を行うものとする。

(ク) 離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(3) 生活介護

施設が提供する生活介護の内容は、次のとおりとする。

(ア) 食事の提供

(イ) 入浴又は清拭

(ウ) 身体等の介護

(エ) 創作的活動の機会の提供と支援

(オ) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

(カ) 生活相談

(キ) 健康管理

(ク) 送迎サービス

(ケ) 離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第9条 施設は、施設障害福祉サービスを提供した際には、支給決定障害者から市町村が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 前項のほか、次に定める費用については、利用者からその費用の支払いを受

けるものとする。

(1) 施設入所支援及び生活介護

一 市町村が発行する障害者福祉サービス受給者証に記載された利用者負担上限及び食費、光熱水費（詳しくは、別紙１－（１）に定める。）

二 被服費、日用品費、その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められる費用

三 介護給付費支給対象外サービス料

介護給付費支給対象外サービス料金については、別紙１－（２）に定める。

四 外泊、入院期間中の利用料については、別紙１－（３）に定める。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明を行い、支払いの同意を得るものとする。

4 第１項から第２項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(施設障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たっては、次に規定する事項に留意すること。

(1) 常に身体や服装の清潔に努め規律生活と居室の整理整頓に留意すること。

(2) 火気の取り扱いに注意し、所定場所以外では喫煙をしてはならないこと。

(3) 利用者間で迷惑を及ぼすような行為を慎み、故意に器物や設備を損壊してはならないこと。

(4) 緊急時における連絡先は、必ず明記しておくこと

(施設入所支援利用者の入院期間中の取り扱い)

第11条 事業所は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該事業所の施設入所支援を円滑に利用することが出来るようにするものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られ

るよう連携に努める。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第14条 事業所の従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者に病状等の急変が生じた場合は、速やかにあらかじめ定めた医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(協力医療機関等)

第15条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定める。

協力医療機関名	肝属郡医師会立病院
協力歯科医療機関名	ながた歯科医院

(苦情解決)

第16条 事業所は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した施設障害者福祉サービスに関し、法第10条第1項及び法第48条第1項、法第11条第2項（自立支援給付対象サービス等に関する調査等）の規定により、都道府県又は市町村が行う報告、若しくは文書その他の物

件の提出、若しくは提示の命令又は当該職員からの質問、若しくは施設の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県又は市町村が行う調査に協力するとともに、都道府県又は市町村から指導を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、その改善内容を報告するものとする。

- 3 施設は、社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条（運営適正化委員会の行う苦情解決のための相談等）の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（身体拘束の禁止）

第 17 条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - （1）身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止）

第 18 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- （1）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （3）前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(記録の整備)

第 19 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 事業所が提供した施設障害福祉サービス内容等の記録
- (2) 施設障害福祉サービスの計画
- (3) 利用者が生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束を行ったことに関する記録
- (4) 事業所が利用者から苦情を受け付けた場合、当該苦情等の内容等の記録
- (5) 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 利用者が、正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められたときに事業所が行った市町村への通知
- (7) 利用者が、偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付を受け、又は受けようとしたときに事業所が行った市町村への通知

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 事業所は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

- 2 この規程に定める規定のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人養浩会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(掲示)

第 21 条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、第 15 条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 22 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第 23 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(身体障害者療護施設管理規程の廃止)

2 旧法身体障害者療護施設管理規程（昭和 49 年 5 月 10 日施行）は、平成 24 年 3 月 31 日に廃止する。

3 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

4 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(第 9 条関係)

5 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(第 5 条 2 項)

6 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(別紙)

7 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(第 2 条、第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 18 条)

(第 21 条、第 22 条、第 23 条 新設)

8 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(別紙)

9 この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。(第 15 条)

別紙 1（第 9 条関係）

（1）食事提供に係る費用及び光熱水費

◎施設入所支援及び生活介護

- ①朝食 1食につき 356円
- ②昼食 1食につき 570円
- ③夕食 1食につき 570円

※食費には、食材料費及びその他の経費を含む。

◎居宅に係る光熱水費

- ①光熱水費 月額 10,000円（入浴サービス等含む）

（2）介護給付費支給外サービス料金

◎介護給付費支給外サービスの内容及び料金

- ①預り金管理料 1ヶ月 2,000円
- ②個人電化製品使用料（個別に定める）
- ③外出・外泊の送迎（病院受診・買い物等）

付添時間（1時間1,000円）＋車代（1km50円）

（協力医療機関及び町内は除く）

（3）長期外泊・入院期間に係る利用料

当施設に入所中に、長期外泊・入院が生じた場合、施設復帰を考慮して概ね3ヶ月間はベッドを確保しておくこととし、その間は光熱水費の月額10,000円を外泊・入院にかかわらず負担していただきます。